

規 則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十八号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「のうち、受入寄附金総額」を「のうち、受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金（特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）第二条第一項ただし書に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。以下この号、第四号及び第七条第二項において同じ。）の額の総額を控除した金額」に、「にあつては、受入寄附金総額」を「にあつては、受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額」に改め、同項に次の号を加える。

四 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

第三条第一項中「第一号に」を「第一号及び第四号に」に改める。

第七条第二項中「三千元以上」の下に「（寄附金の額の総額に休眠預金等交付金関係助成金が含まれる場合にあつては、当該総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額が三千元以上）」を加える。

第十九条中「第十条第五項」を「第十条第六項」に改める。

第二十二条第一項第三号口中「役員等をいう」の下に「。以下この項において同じ」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 役員等に対する報酬又は給与の状況

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（口に係る部分を除く。）

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

第二十三条中「第五号」を「第五号ロ」に改める。

様式第一号及び様式第三号から様式第七号までの規定中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第二条第一項第一号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、第三条第一項及び第七条第二項の改正規定並びに様式第一号及び様式第三号から様

式第七号までの改正規定は公布の日から、第十九条、第二十一条第一項第三号ロ、同項第五号及び第二十三条の改正規定は令和三年六月九日から施行する。

（指定又は指定の更新の基準に関する経過措置）

2 この規則の施行前に埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第六十号。以下「条例」という。）第三条第一項に規定する申出、条例第十五条第一項に規定する届出又は条例第九条第一項に規定する報告をした者のこれらの申出、届出又は報告に係る基準については、なお従前の例による。

（作成すべき書類に関する経過措置）

3 改正後の第二十二条第一項第五号の規定は、指定特定非営利活動法人（条例第二条第二項に規定する指定特定非営利活動法人をいう。以下この項において同じ。）が令和三年六月九日以後に開始する事業年度において作成すべき書類について適用し、指定特定非営利活動法人が同日前に開始した事業年度において作成すべき書類については、なお従前の例による。

（改正前の規則に定める様式による用紙に関する経過措置）

4 この規則による改正前の埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。